

都市マネジメント懇談会開催要綱

(開催)

第1条 本市の都市計画行政を長期的視点から推進するにあたり、有識者等からより専門的で幅広い意見を聴取することを目的として、都市マネジメント懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(意見交換)

第2条 本市の都市計画行政の推進に資する事項についてあらかじめテーマを定め意見交換を行う。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(座長)

第4条 懇談会に、委員の互選により座長1人を置く。

2 座長は、懇談会を進行する。

3 座長に事故があるときは、委員のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会は、市長が必要と認めるとき座長の招集により開催する。

2 懇談会の会議は、公開とする。ただし、座長が特別に認めた場合は、その範囲内において非公開することができる。

3 懇談会は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、都市整備局都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

この要領は、令和元年12月18日から令和4年3月31日までの間施行する。

ただし、必要と認められる場合においては、再施行することを妨げない。